第１回館山市議会定例会会議録

（第５号）

1　昭和６２年３月２３日（月曜日）午前１０時

1　鶴山市役所議場

1　出席議員　２５名

１番	神田　守隆	２番	田沢　勝信
３番	山中金治郎	４番	小宮　利夫
５番	横溝　　功	６番	生稲　　陞
７番	榎本　春光	８番	日下　君敏
９番	福原　　勤	１０番	川名　正二
１１番	飯田　義男	１２番	石井　　謀
１３番	石井　昌治	１４番	伊藤幸太郎
１５番	渡辺　昭夫	１６番	松下　正己
１７番	近藤　好雄	１９番	黒川　平治
２１番	吉田勇治郎	２２番	林　　豊
２３番	伊賀　多朗	２４番	流山源次郎
２５番	五十嵐　昇	２６番	石井　　正
２７番	安西　益男		

1　欠席議員　　１名

２０番　石井　武敏

1　出席説明員

市　　長	半澤　良一	助　　役	小倉　澄男
収　入　役	山田　俊康	市長公室長	斉藤　武男
総務　部長	飯野　芳郎	民生　部長	渡辺　　弘
経済　部長	安西　良一	水道　課長	石井　敏夫
教育委員会委員長	正木　高明	教育委員会教育長	福原　　修
選挙管理委員会委員長	加藤　　利	選挙管理委員会事務局書記長	佐藤　輝雄
監査　委員	鈴木　重司	監査事務局長	橋本　巌利
農業委員会会長	斎藤　　明	農業委員会事務局長	池田　六郎

1　出席事務局職員

第１号に同じ

1　議事日程（第５号）

昭和６２年３月２３日午前１０時開議

日程第１	議案第　８　号	館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第　９　号	館山市畑地区に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
	議案第１６号	昭和６１年度館山市一般会計補正予算（第８号）
日程第２	議案第１０号	館山市保育所条例の制定について
	議案第１１号	館山市保育所入所措置条例の制定について
	議案第１２号	館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第１３号	館山市災害住宅復旧資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第１７号	昭和６１年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	昭和６１年度館山市老人保健特別会計補正予算（第２号）
日程第３	議案第１４号	館山市山本農道災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
	議案第１５号	市道路線の変更及び認定について
日程第４	請願第　１　号	大型間接税の導入に反対する請願書
	請願第　２　号	売上税（大型間接税）導入に反対しマル優存続をもとめる請願書
日程第５	陳情第　１　号	館山市における文化ホール建設促進に関する陳情書
日程第６	議案第　１　号	昭和６２年度館山市一般会計予算
	議案第　２　号	昭和６２年度館山市国民健康保険特別会計予算
	議案第　３　号	昭和６２年度館山市老人保健特別会計予算
	議案第　４　号	昭和６２年度館山市ユースホステル特別会計予算

議案第 5 号　昭和６２年度館山市学童災害共済事業特別会計予算
議案第 6 号　昭和６２年度館山市水道事業特別会計予算
議案第 7 号　昭和６２年度館山市国民宿舎事業特別会計予算

日程第７
発議案第１号　館山市議会会議規則の制定について
発議案第２号　館山市議会委員会条例の制定について

開　　議　午前１０時２２分

○議長（伊賀多朗君）　本日の出席議員数２５名、これより第１回市議会定例会第５日目の会議を開きます。

議案の配付

○議長（伊賀多朗君）　議案を配付いたさせます。
議案の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。
本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（伊賀多朗君）　日程第１、議案第８号、議案第９号及び議案第１６号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました各議案は、ともに３月１１日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。
よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。
総務委員会委員長山中金治郎君。御登壇願います。

（総務委員会委員長山中金治郎君登壇）

○総務委員会委員長（山中金治郎君）　ただいま議題となりました議案第８号乃至第９号及び第１６号に係る総務委員会におきます審査の経過

及び結果について御報告申し上げます。

去る１１日、本会議におきまして付託を受けました各議案審査のため、１６日午前１０時より総務委員を招集し、付託の趣旨を体しまして慎重に審査をいたしました。もとより、各議案につきましてはすでに本会議におきまして一般議案、議案関連質疑等を通じ活発な論議が展開されましたが、本委員会といたしましてはこのような背景のもとで執行部の出席を求め、説明を聴取しつつ審査を進めました。

以下、委員会におきます質疑応答を整理いたし、その概要を御報告申し上げます。

まず、議案第８号館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、畜産奨励委員会、農政審議会の過去の開催状況、審議の内容及び定数減員の理由等について質疑がありました。畜産奨励委員会については、畜産公害問題や共進会の関係で５９年度、６０年度で４回ずつ開催をした、５４年当時の酪農家数は５００戸程度であったが、最近は多数飼育の関係で２２０戸となり、１３名に委員を減員しても適正な指導が行われるものと考えるとの回答がありました。

農政審議会については、減反政策、農用地の利用増進、共進会の開催という内容で５９年度、６０年度各３回開催をした、今後も必要に応じ開催をしていく旨の回答がありました。

なお、生産者団体関係者の定数の減員については、現在まで各生産組合から代表者が１０名出ていたが、農政全般的な意見を求めようということで生産者を３部門にまとめたことによるものであるとの回答がありました。

次に、議案第９号館山市畑地区に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、市の財源についての質疑に対し、総合計画を立てた場合の事業費については起債が１００％充当され、その元利償還についての８０％が交付税に算入される旨の回答がありました。

次、市道７０２２号線山荻地区の舗装補修について、幅員３．５ｍとあるが、拡幅できないものかとの質疑に対し、山荻から畑へ通ずる道路で市道に認定している、山荻の共有地で用地交渉が難しい状況にあり現在のところまだ改良工事がなされていない、今後も十分山荻部落と交渉

を進めていきたい考えである旨の回答がなされました。

次に、議案第１６号昭和６１年度館山市一般会計補正予算（第８号）について、まず総務費のうち地方バス路線維持費の補助金について第２種生活路線３本とあるが、どの路線であるかとの質疑に対し、館山から平久里車庫線、館山から荒川線、館山から細田線の３本である旨の回答がありました。

次に、民生費、社会福祉振興基金助成金に関連して、社会福祉協議会の組織、会費等について住民に対するＰＲが不足しているんではないかとの質疑に対し、社会福祉協議会として広報を発行しているが、必ずしも十分とはいえない面もあり、できる限りのＰＲをするよう指導していきたい旨の回答がなされました。

次に、民生費、敬老祝金が減額されているが、祝品の内容と減額の理由は何かとの質疑に対し、８０歳以上のお年寄り１６５２名に寝巻き、特老と養護ホームに入所している方４３名にタオルケットを配った、それの入札残に伴う補正である旨の回答がありました。

次、土木費、県道改良工事負担金７３９万４０００円の減額に関連して、県にどのように要望を出しているのか示されたい旨の質疑に対し、局部改良工事については、県道富津館山線においては北条地区内で現道に民地が残っている場所があり、その部分の整備を、また道路排水の整備については船形港線、富津館山線、館山長尾線等１９本要望をしているが、予算を組む段階で県の計画が確定しておらず、市で要望したもののうち実施されなかったものがあり、今回それを減額するものである旨の回答がありました。

その後、市民の要望に先がけて市民生活向上のため積極的に県に働きかけていただきたい旨の要望がありました。

次に、土木費、新橋地質調査設計を県が実施することになり、小規模河川改修事業負担金に組み替えたことに伴う補正がされているが、新橋の改修はいつできるのかという質疑に対し、６１年度設計、６２年度から大体３ヵ年計画になるのではないかと考えている、現在の橋については６２年度に補修を行うとの回答がありました。

次、館山駅西口地区土地区画整理事業に伴う市街地整備用地購入費に

関連して、西口地区の土地に関する裁判の状況についての質疑に対し、昨年の７月１１日に裁判長から和解のための話し合いをしたらどうかとの申し入れがあり、現在まで５回和解のための話し合いがなされているが、いまだ決着がついていない旨の回答がありました。

次に、教育費に関連して、中学統合の際、二中にバス通学をする生徒のためのバス停留所の整備を要望したがその後どうなっているのかという質疑に対し、場所的に困難な問題があって今日まできているが、今後も十分努力していきたい旨の答弁がありました。

以上、委員会におきます審査の概要を申し上げましたが、本委員会は付託を受けました議案第８号乃至第９号及び第１６号の各議案とも全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げました。何とぞ満場の皆さんの御賛同を賜りますようお願いいたしまして、総務委員会委員長報告といたします。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告はありませんでした。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第８号館山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について起立により採決いたします。

議案第８号に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、議案第８号は原案どおり可決されました。

次いで、議案第９号及び議案第１６号について一括して採決いたします。

議案第９号及び議案第１６号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、議案第９号及び議案第１６号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（伊賀多朗君）　日程第２、議案第１０号乃至議案第１３号、議案第１７号及び議案第１８号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

○議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました各議案は、ともに３月１１日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長松下正己君。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長松下正己君登壇）

○文教民生委員会委員長（松下正己君）　去る１１日開会の本会議におきまして本文教民生委員会に付託されました一般議案４件、特別会計補正予算２件について、１６日委員会を招集、全委員出席のもと慎重に内容審査を行いました。以下、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、結果について、議案第１０号館山市保育所条例の制定について、議案第１１号館山市保育所入所措置条例の制定について、議案第１３号館山市災害住宅復旧資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１７号昭和６１年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１８号昭和６１年度館山市老人保健特別会計補正予算（第２号）の５議案については全員一致をもって、議案第１

２号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における主なる事項について申し上げます。

議案第１１号については、従前の保育所条例では「保育に欠けるところがある」と規定されていたが今回は削除している、何か違いが出てきたのか、また措置基準の中で市長が認めるとあるが具体的にどのような場合が考えられるのかと聞きただしましたところ、児童福祉法第２４条に「保育に欠けるところがあると認めるときは」と規定されているので、条例に改めて規定を設けなかった、「市長が認める場合」とは母親が不在の場合等が考えられるが、ケースバイケースで対応していくとの前向きな答弁がありました。

次に、団体委任事務に移行したことにより国庫負担の関係に変化はないのかと説明を求めましたところ、６１年度から国庫負担が１０分の５、県、市がそれぞれ１０分の２．５負担とされたが、団体委任事務になってもその負担割合は変わらないと説明がありました。

さらに、全国的に定員割れが問題となっているが、本市の状況はどうかと聞きましたところ、公立６園の定員４００人に対し措置人員３０３人で措置率７５．７５％、私立では５園で定員３４０人に対し措置人員３０４人で措置率８９．４１％となっている、なお、管外に３人措置している、傾向としては横ばい漸減の状態で対象児が低年齢化しておるとの説明がありました。

次に、議案第１２号については、今回の改正は国民健康保険法の改正に伴うものであるが、各市とも今定例会に同一歩調で提出されておるのかどうか、また現在までに過料を科した事例はあるか、今後適用のケースは考えられるのか聞きましたところ、県と協議した上で実施するとの指導があり、今回県下で４市が協議を済ませて提案している、各市とも現在協議中であり改正することになっている、また過料を科した例はなく今後においては十分な負担能力があるにもかかわらず納税相談、指導に全く応じない者等がある場合に県とも十分協議しながら進めていきたいと答弁がありました。

そこで、委員より、今回の改正は法改正に伴うものであるが、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する憲法の理念に反する改正であり、保険証を交付しないことは国民皆保険制度の趣旨を崩しかねないし、国が負担すべき財源を削減したことに原因があるとの反対の意見がありました。

次に、議案第１３号については、申請期間について今まで６ヵ月以内に申請できなかった事例があるか説明を求めましたところ、現在までに４件の適用があるが、いずれも期間内に申請されておるとの説明がありました。

次に、議案第１８号については、一般会計からの繰入金について例年年度末に補正し翌年度返還の形となっているが、補正額も大きいし、別に方法はないものかどうかを問いただしましたところ、老人保健会計には積立金もないし、繰り上げ充用も適当でないことから補正による以外にないと答弁がありました。

以上、付託されました議案６件につき、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、満場の皆さまの御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、文教民生委員会委員長報告といたします。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告はありませんでした。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第１０号及び議案第１１号について一括して採決いたします。

議案第１０号及び議案第１１号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１０号及び議案第１１号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

次いで、議案第１２号館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について起立により採決いたします。

議案第１２号に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、議案第１２号は原案どおり可決されました。

次いで、議案第１３号、議案第１７号及び議案第１８号について一括して採決いたします。

議案第１３号、議案第１７号及び議案第１８号に対する委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１３号、議案第１７号及び議案第１８号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（伊賀多朗君）　日程第３、議案第１４号及び議案第１５号の各議案を一括して議題といたします。

建設経済委員会委員長報告

○議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました各議案は、ともに３月１１日の本会議において建設経済委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する建設経済委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

建設経済委員会委員長小宮利夫君。御登壇願います。

（建設経済委員会委員長小宮利夫君登壇）

○建設経済委員会委員長（小宮利夫君）　去る１１日開会の本会議におきまして建設経済委員会に付託された議案第１４号及び第１５号について、１７日午前１０時委員会を招集し、議案を慎重に審議しました。

以下、委員会における審査の過程並びに結果について申し上げます。

議案第１４号館山市山本農道災害復旧事業分担金徴収条例の制定については、質疑討論なく、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第１５号市道路線の変更及び認定については、今回変更及び認定する路線について具体的な説明を求めたところ、変更路線２１０７号は、那古小学校地先約１２０ｍから横山鉱泉に行く道路で、旧市道でほ場整備区域に取り入れられ、整備が完了したので市道に変更することになった。変更路線５０４２号は、犬石の平砂浦園付近から県道南安房公園線につながる道路で、犬石農業協同組合から寄附されたもので、県道館山白浜線と県道南安房公園線がつながる道路。認定路線２４７号は、西原地区丸高スタンド前から自衛隊に至るまでの道路。認定路線３３４号は、上真倉バス停から県道を神戸方面に向かって３０ｍ先を入り、住宅街を回り県道館山白浜線に出る道路で、旧県道で県が整備し市に移管することになりました。認定路線２１３７号は、正木の２１０７号横山鉱泉に行く途中から右折して市道２１１１号線を結ぶ道路で、ほ場整備で新設された道路で、整備が終わり市道と市道を結ぶ道路です。認定路線７０４４号は、県道館山長尾線西長田のバス停安房中山から環境施設センター入り口までの西側の旧県道で、県が整備を完了して市に移管されるものであると詳細な説明がありました。

旧県道であって、県が整備をして市に移管するという道路があるが、この道路は市として分担金を出しているのかどうかの問いに対し、市は一切分担金は出していない、県は旧道処理ということで別途に予算をとって整備を行い、整備をした順に市へ移管していると説明がありました。

討論はなく、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設経済委員会委員長の報告を終わります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告はありませんでした。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は一括して行います。

議案第１４号及び議案第１５号に対する委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１４号及び議案第１５号の各議案は原案どおり可決されました。

請願書の上程

○議長（伊賀多朗君）　日程第４、請願第１号及び請願第２号の各請願書を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

○議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました各請願書は、ともに３月１１日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各請願書に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長山中金治郎君。御登壇願います。

（総務委員会委員長山中金治郎君登壇）

○総務委員会委員長（山中金治郎君）　ただいま議題となりました請願第１号及び第２号に係る総務委員会におきます審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

去る１１日本会議におきまして付託を受けました請願第１号大型間接

税の導入に反対する請願書、請願第２号売上税（大型間接税）導入に反対しマル優の存続をもとめる請願書の審査のため１６日招集の本委員会におきまして慎重に審査をいたしました。

以下、委員会におきます質疑応答を整理いたし、その概要を御報告申し上げます。

まず、売上税の導入より市の歳出予算にどのような影響があるのかとの質疑に対し、国の見通しでは平年度ベースで１．６％の上昇とされている、予算の執行にあたってはできるだけ影響を受けないよう留意していきたい旨の回答がありました。

さらに、公営企業に及ぼす影響はどうかとの質疑に対し、独立採算ということで運営しており、売上税導入に伴って予想される歳出増については時期の問題はあるがいずれは受益者負担ということで考えざるを得ない旨の回答がありました。

次に、討論を行い、税制改正は必要と考える、また全体的な問題として論議すべきもので部分的にとらえて論議すべきではない、国会の場において十分論議してほしい、よって不採択とすべきであるとの反対討論があり、続いて、売上税は国民に重大な影響を及ぼす問題である、本請願は十分世論の動向を反映したものと判断し採択すべきものと考える旨の賛成討論がありました。

採決の結果、賛成者少数で不採択と決しました。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告はありませんでした。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は一括して行います。

請願第１号及び請願第２号に対する委員長の報告は不採択であります。

各請願書を委員長の報告どおり不採択と決しますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、請願第１号及び請願第２号の各請願書は不採択と決しました。

日程の追加

○議長（伊賀多朗君）　お諮りいたします。

ただいま発議案第３号税制改革に関する意見書についてが提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

○議長（伊賀多朗君）　発議案第３号税制改革に関する意見書についてを議題といたします。

議案を配付いたさせます。

（議案配付）

○議長（伊賀多朗君）　議案の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（伊賀多朗君）　朗読は終わりました。

議案の内容説明

○議長（伊賀多朗君）　提出者の説明を求めます。

（３番議員山中金治郎君登壇）

○３番（山中金治郎君）　ただいま議題となりました発議案第３号税制

改革に関する意見書について提案理由を御説明申し上げます。

内容につきましては、朗読のとおりでございますが、今回の税制改革に対しましては国民の間に大きな関心を呼んでいる問題でありますだけに、国会において十分論議を尽くすとともに、国民の合意を得られるようあらゆる努力がなされなければならないと考えております。

したがいまして、この際、本市議会といたしまして、今回の税制改革に関して慎重な対応を要望する意見書を関係機関に提出いたしたく、5名の賛成者を得まして本案を提出いたした次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（伊賀多朗君）　説明は終わりました。

質疑応答

○議長（伊賀多朗君）　これより質疑を行います。

○１番（神田守隆君）　税制改革に関する意見書案について、提出者にその内容についてお尋ねをしたいと思います。

まず、第１点は、「税制全般にわたる見直しを行うことは必要と考える」ということがこの中で述べられております。私は、現在の税制の問題点は租税特別措置法などにより大企業やあるいは大資産家に優遇している税制が見直しを求められているのではないかというふうに考えます。ある試算によれば１３兆円もの租税特別措置法による見直しによって新たな財源を見出せる、こういう意見もあるわけであります。そこで、お尋ねをしたいわけでありますが、今、我が国に求められている税制改革の方向についてどのようにお考えになっているのかという点です。すなわち現在国会において問題となっている内容は、売上税法案、これが一番大きな問題の焦点になっているわけであります。この税制改革に関する意見書案の中では売上税という言葉が一切触れられておりません。そこで、「現在提案されている法案」といっておりますが、この法案の内容は何を指すのか明確に示していただきたいと思います。

次に、今、売上税あるいは大型間接税に反対する、マル優の廃止に反対する、こうした請願については不採択というような方向が出されたわ

けでありますから、私はこの意見書についてどういうふうに理解をしていいのか大変理解に苦しむところです。そこで、お聞きしたいわけですが、この意見書では「国会において十分審議の上、国民の合意が得られるよう慎重な対応を強く要望する」ということを言っているわけでありますが、これは売上税に賛成する、その上で慎重な対応と言っている意味なのか、あるいは売上税反対ではないということを国に対して言おうとしているのか、売上税に対する態度は意見書の中ではどういうふうに提案者では理解をされておるのかお聞きしたいと思います。

第３点は、ここでは「国会において十分審議の上」ということが述べられております。私は、この税制改革の問題に伴い売上税法案等、十分な国会の審議をするのは当然のことだと思います。ところが、残念ながら国会の動向を見ていますと、我が党の予算委員会における総括質問を社会党や公明党や民社党がこれを妨害する、質問の内容にまで制約を加える、時間についても制約を加える、その上でなければ質問を認めない、こういう態度をとっております。こうした中で自民党はこれに同調して我が党の質問をさせない、全く許すべからざる国会運営を進めています。国会において十分な審議をするということであるならば、内閣総理大臣や大蔵大臣に対して意見書を出すようでありますが、国会に対して、衆議院議長に対して意見書を出すべきだろうと思うんですが、この点についてはなぜそういうことはなさらないのか。今、国会における十分な審議を求めることが国民の少なくとも最大多数の願いだろうと思います。その辺についてどう考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（伊賀多朗君）　暫時休憩いたします。

午前１１時０３分　休憩

午前１１時４２分　再開

○議長（伊賀多朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○３番（山中金治郎君）　まず、第１点目でございますが、関連法案は現在７法案提出されておるように聞いておりますが、その詳細はまだ私も不勉強でよくわかっておりません。

第２点目の、売上税についてでございますけれども、いろいろと論議されておりますが、その内容についてはまだ明らかではなく、ですから

明確にこれを賛成、反対ということは論ずることはできないと私判断しております。したがいまして、慎重な対策を求めるよう意見書を提出したいと考えておるわけでございます。

3点目の、国会の方に意見書をというような質問であったように思いますが、地方自治法の第99条の2項に「関係行政庁に意見書を提出することができる」ということになっておるようでございますので、この中には国会は含まれておらないということのようでございます。

なにしろ、私もまことに不勉強なものでひとつよろしくお願い申し上げます。

○1番（神田守隆君）　不勉強だということを強調されてますけれども、十分、よくこの法案の問題については承知の上で提案されているものというふうに理解しますので、ですからまた質疑もするわけなんで、そういう点をお含みおきをいただいて……。

売上税の内容が不明なのでその賛否は論ぜられない、こういう全く理解できないお話で、論ぜられないものについて意見書を出すというのもまた摩訶不思議な話だと私は思うわけです。そこで、これまでも十分いろんな論議はされてきましたけれども、今回の売上税、この問題は明らかに大型間接税であります。これは国民世論の圧倒的多数が断じているところであります。新聞の報道等通しましてもそのことについては提案をなされた山中議員もよく御承知のことだと思います。

そこで、私は税制改革に関する意見書案の中にありまして、「政府においては世論の動向を配慮しつつ、国会において十分審議の上、国民の合意が得られるよう慎重な対応を強く要望する」とあるわけでありますが、この意見書の中では売上税法案等について撤回をするよう政府に強く求める、こういうふうにするのが今の市民の意見、国民の世論、こういうところに沿ったことであろうと思うわけです。

そこで、今出されております意見書案の中で6行目の「よって、政府においては世論の動向を配慮しつつ」、その次を削除いたしまして、「売上税法案等を撤回するよう強く要望する」、こういうふうに書きかえていただきたいと思うんですが、その御意思はありますか。

○3番（山中金治郎君）　提案いたしております意見書の案のとおりに

ひとつお願いをさしていただきたいと思います。

○議長（伊賀多朗君）　他に御質疑ありませんか。

○２番（田沢勝信君）　私も総務委員会の中で、この意見書については、さきに請願の内容が明らかに売上税の反対、あるいはまたマル優に反対する請願を審議してきたわけですが、そのときはこれに対して反対する、そういう態度を多くの議員の皆さん、ここに提案者もいらっしゃいますが、私を除いて全員の総務委員の皆さんがその請願には反対する、そういう態度をとったわけです。そうして、今、出されているこの提案によりますと、わけもわからない意見書になっていると思うんです。明らかに市民が見ても何を言っているのかわからないと思うんです。そういう議会であってはならないというふうに私は思うわけです。

それで、再度お尋ねしますけれども、「国民の間に不安感が高まっている」、この内容を、税制改革に伴う７つの関連法案があるというふうにいわれますけれども、国民の間に不安感が高まっているこの法案は何なのか明らかにすべきだというふうに思います。ここをもう一回お尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、この意見書によりますと、「国民の合意を得られるよう慎重な対応を強く要望する」、これはもっと厳密に定義をしていただきたいというふうに思います。これは売上税に対する国民の合意を得なさいと賛成の立場からそのように言っているのか、反対の立場から言っているのか明らかにしていただきたいというふうに思います。

この提案者の中には、さきに地元の新聞等でも報じられておりますけれども、自民党の館山支部というんですか、ここも修正を決議した、そういう内容も報道されているわけです。同じ人間が片方では修正を要求しておいて、決議をしておいて、議会の場では賛成とも反対とも言えない、こういう意見書では全く市民に対して責任を負っていないというふうに言わざるを得ないんです。そういう意味で、「国民の合意を得られるよう慎重な対応」とはどういう内容なのか明らかにしていただきたいというふうに思います。

○３番（山中金治郎君）　現在、７法案が出されているようでございますけれども、先ほど申し上げましたようにその内容はまだよく承知して

おりませんし、また、今度の税制改正も不公平是正とか直間比率の見直しとかいろいろなことがあるようでございますし、また、この提案が少し拙速過ぎたということもあるようでございますし、その内容等につきましてもよく理解ができませんので、ですから国民の皆さんが十分合意ができる、納得できるように国会でお願いをしたいという形でお願いをするわけでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○２番（田沢勝信君）　質問に答えていただけないで非常に残念です。国民の間に不安感をもたらしているいわゆる７つの関連法案、何なのですかというふうに私は聞いているんです。わからないまま国民に不安感が高まっているんだということでは意味が通りません。明らかに国民の間には売上税法案、あるいはまたマル優を廃止するこの法案、それに対する不安感が高まっているというふうに私は思うんです。これについて提案者はどのように受けとめているのか、あいまいは許されません。７つの関連法案のうちどれなのか、減税に対しても不安感を持っているのかどうなのかということもあるわけです。そういう意味ではここではっきりしていただきたいというふうに思います。それがなければ「国民の合意を得られるよう慎重な対応」の内容がわかりませんので……。

○３番（山中金治郎君）　確かに、今、論議されている焦点が売上税とかマル優の問題だろうと思います。ですから、その内容等がよくまだ我々も理解しておりませんので、もう少し時間をじっくりかけて検討してくださいということでお願いをしているわけでございます。

○２番（田沢勝信君）　今、提案者から国民の間に不安感を高めているのは売上税とかマル優だというお答えがありましたので、再確認をしておきたいと思います。国民の間に不安感を高めているのは売上税の問題、関連法案、そしてマル優廃止の関連法案、そのように受けとめていいわけですね。最後の確認をしておきたいと思います。

○３番（山中金治郎君）　私も不勉強でよくわかりませんけれども、いろいろと新聞とか報道のを見ますと、私はその辺であろうと理解しております。

○議長（伊賀多朗君）　他に御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（伊賀多朗君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

○議長（伊賀多朗君）　これより討論を行います。

○１番（神田守隆君）　この税制改革に関する意見書案に私は反対の討論をいたします。

税制改革に伴う今回の売上税の導入あるいはマル優の廃止、これは非常に国民の大きな関心を呼んでおりますし、鎌山の市民生活にとってもあるいは市財政にとっても重大な影響を及ぼすことは論をまちません。

しかしながら、今回の税制改正に関する意見書を読みます場合、売上税法案等、国民が不安を持っているこういう問題に対して政府に対して撤回を求めるという趣旨であれば私は喜んで賛成するものでありますが、この意見書案によればとてもそういうふうに読める内容ではありません。これを受け取った内閣総理大臣、大蔵大臣もどのように読んでいいのかおそらく理解できないんではないかと思うわけです。

私は市民の代表として、本市議会が売上税法案等、撤回するよう強く要望する、そういう趣旨でこの意見書については書きかえるよう求めましたが、提案者からそれはできないというお言葉でしたので、この意見書案には反対せざるを得ません。

以上で反対討論といたします。

○議長（伊賀多朗君）　他に討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

陳情書の上程

◎議長（伊賀多朗君）　日程第５、陳情第１号館山市における文化ホール建設促進に関する陳情書を議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました陳情書は、３月１１日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより本陳情書に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長松下正己君。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長松下正己君登壇）

◎文教民生委員会委員長（松下正己君）　去る１１日開会の本会議におきまして本文教民生委員会に付託されました陳情第１号館山市における文化ホール建設促進に関する陳情書につきまして、１６日委員会を招集、全委員の出席をいただき慎重なる審査を行いました。

以下、委員会における審査の結果並びに経過についてを申し上げます。

結果については、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、審査の過程における主なる事項について申し上げます。

市では文化ホールの建設計画についてどのように考えているか、その財源についてはと説明を求めましたところ、文化ホールについては従前文化庁の補助を得てその建設を予定していたが、このたび半島振興法の施行に伴い安房地域における中心都市として地域文化向上と地域の活性化を図るため、地域文化活動の中心的施設として文化ホールの建設を振興計画の中に盛り込むよう６市町村の要望として県に提出した、現在県

において振興計画を策定中であるが、近く国の承認を得ることになっており、あくまでも県立の施設、県立南房総文化ホール建設として要望しておるもので、財源等については今後詰めていかなければならないと説明がありました。

そこで、他の地域についても文化ホール建設要望が出されておるのか、また文化ホール建設は将来の南房総地域の開発に重要な施策と考えられるかと聞きましたところ、鴨川市と夷隅広域から要望が出されており、地域の活性化に大きな影響があると考えられ、文化振興のためにもぜひ建設をお願いしたいと答弁がありました。

そこで、委員より、文化ホールの必要性については強い要望があると思う、しかし財政上の問題から市財政の中でどうかという判断に立つと意見の分かれるところであるが、今回の半島振興法の中で県立の施設として実現させていくことが住民の最も要望するところと思う、市財政に影響を及ぼさないよう配慮しながら推進してもらいたい、また文化施設そのものが館山市に必要なことは痛感しているところであるが、半島振興法に基づいて多目的施設ができることはよいことであると賛成の討論がなされました。

以上、付託されました陳情書の本委員会における審査の概要について申し上げました。満場の皆さまの御賛同を賜りますようお願い申し上げ、文教民生委員会委員長報告といたします。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。通告はありませんでした。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

本陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情書を委員長の報告どおり採択と決しますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

継続審査について

○議長（伊賀多朗君）　この際、申し上げます。

建設経済委員会において審査中の陳情第２号国民の食糧を守り、農業再建を求める陳情書について、委員長から会議規則第７５条の規定により閉会中の継続審査とされたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。陳情第２号を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査といたしますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、決定いたしました。

議案の上程

○議長（伊賀多朗君）　日程第６、議案第１号乃至議案第７号昭和６２年度館山市一般会計並びに特別会計予算を一括して議題といたします。

予算審査特別委員会委員長報告

○議長（伊賀多朗君）　ただいま議題となりました各会計予算は、ともに３月１２日の本会議において特別委員会を設置し、付託されたものであります。

よって、これより本予算に対する予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長渡辺昭夫君。御登壇願います。

（予算審査特別委員会委員長渡辺昭夫君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（渡辺昭夫君）　ただいま議題となりました議案第１号乃至議案第７号昭和６２年度館山市一般会計予算並びに特別会計予算に係る予算審査特別委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る１２日開会の本会議におきまして設置されました本委員会を１８日、１９日の両日にわたり招集し、各会計における予算につきまして慎重に審査を行いました。

以下、委員会におきます質疑応答等整理いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

まず、一般会計歳出、第２款総務費であります。

企画費中、産業振興基礎調査委託料が計上されていますが、この調査の内容について説明を求めましたところ、東京湾横断道路の建設をはじめ上総新研究開発都市、半島振興計画等、当地域の開発が急速に高まる中で、それに対応できる体制づくりを進めるためのもので、内容としては、産業立地環境の分析、館山市の地域特性を生かした企業等立地促進の方向、館山市の新しい都市イメージの形成、産業の振興の方向、産業立地のための開発の適地の選定、土地利用構想等について、地域の活性化のための基礎的な産業振興調査をするものであるとの説明がありました。

次に、今回新たに暴力団対策費補助金が予算計上されておりますが、その取り組みについて説明を求めましたところ、現在、全国的に暴力団の抗争や市民を巻き添えにするような事件等がおきている中で、館山市においても市民への影響がないように防犯協力会とともに活動を続けてきているところであるが、さらに今回県警等の強い指導もあり、館山市から暴力を一掃するために重点的に運動を進めていくということで、防犯協力会に対する従前からの補助金のほかに特に今年度３０万円の補助をするものであるとの説明がありました。

次に、第３款民生費中、老人福祉費において老人ホーム入所措置扶助費１億３３４５万６０００円が計上されていますが、内訳として特別養護老人ホーム４１名分、養護老人ホーム３０名分とそれぞれ２名の入所の余裕を見込んで計上をしているとの説明がありました。

さらに、徴収金については、本人負担と扶養義務者負担があり、本人の負担は収入により３３段階、扶養義務者負担は市民税や所得税により１６段階に分かれ、現時点で本人の納入は特別養護老人ホームで２９名、養護老人ホームで２０名、扶養義務者の納入については特別養護老人ホ

ームで９名、養護老人ホームで１名であるとの説明がありましたが、今後老人福祉に対する市の負担は増大するばかりであるので、本人や扶養義務者の負担等のあり方については十分検討されるよう要望いたしました。

次に、保育所費において純真保育園火災報知設備設置工事請負費が計上され、緊急時に備え入所児童の安全確保を図るとの説明がされておりますが、設置の状況並びに私立保育園の設置に対する考え方についてただしましたところ、火災報知器については、現在中央、房南、九重保育園にすでに設置されており、今回純真保育園に設置を計画したものであるとの説明がありました。さらに、私立保育園の設置に対する補助については、衛生施設関連の整備費についての予算は計上しており、火災報知器については今後の検討課題としたいとの説明がありましたが、保育にあたって公立、私立保育園で設備に差があることは問題があるので、極力整備を進められたいとの要望がなされました。

次に、第４款衛生費中、環境衛生費において小型合併浄化槽モデル施設、また排水路浄化モデル施設の設置工事請負費が計上されていますが、その内容について説明を求めましたところ、小型合併浄化槽については現在鮫山市には設置されておらず、２基をモデル的につくり市民にＰＲしようとするもので場所については現在未定である、また排水路浄化モデル施設については、建築用のわりぐりを水路の底に敷きつめて接触面積を大きくし浄化を図るもので、目標除去率３０％と考えているとの説明がありました。

なお、６１年度行っている人工芝による浄化の効果については、ＢＯＤ約３０％、ＳＳ５６％の除去率であるとの説明がありました。

次に、安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理費負担金２８８４万８０００円が計上されていますが、内訳としては施設の管理に要する費用について均等割２０％、搬入量割８０％、施設の整備に要する費用について均等割２０％、人口割８０％として算出されているとの説明がありました。

なお、運営管理については鮫山市が３１５６万１０００円で受託している旨説明がありました。

次に、第６款農林水産業費中、農業振興費において農用地流動化奨励交付金５５０万円が計上されていますが、この内容について説明を求めましたところ、農用地の利用増進法に基づき、農地の有効利用と経営規模の拡大を図るために農地を一定期間貸し付けた者に対し奨励金を交付しているもので、法令に基づき１０㌃当たり３年以上６年未満にあっては５０００円、６年以上１０年未満にあっては２万円、１０年以上にあっては３万円が交付され、現在、館山市において１１０㌶程度が貸し付けされているとの説明がありました。

次に、畜産業費において館山市豊房育成牧場業務管理委託料２４９６万７０００円が計上されていますが、この積算内容について説明を求めましたところ、５８年の１０月から安房畜産協同組合に管理を委託しているもので、１ヵ月１頭につき１万５０００円の１００頭分と市の一般平均給与を用いた１．５人分の人件費により積算した旨の説明がありました。

次に、第８款土木費でありますが、国の売上税の導入等に関しては本会議においても多くの議論がすでになされておるところでありますが、本委員会においても各工事費の積算について詳細に説明を求めるとともに、また導入された場合の影響について考慮されているかただしましたところ、売上税については１月からの導入ということもあり、大きな事業については工期の関係もあり年内発注していること、影響があったとしても不用額等の中で対応できること、また非課税の業者もあることから、現計予算の範囲内で処理し得るとの判断に基づき予算編成を行ったとの説明がありました。

なお、６１年度建設工事関係の市内発注業者３５社中、１億円以上の受注のある業者数については１２社であり、契約金額の６４．９５％にあたるとの答弁がありました。

次に、第１０款教育費でありますが、旧館山幼稚園跡地を館山小学校の運動場として利用したらどうかとの質問に対しまして、館山小学校の運動場についてはほぼ基準に充足しており、市としては今後行われるであろう事業の代替地として考えている旨の説明がありましたが、一時的にでも運動場としての有効利用を図ったらどうかとの意見がありました。

次に、第１４款諸支出金中、財政調整基金積立金３４９６万３０００円が計上されておりますが、基金高については６１年度末で９億２２００万円程度になるとの説明がありました。

さらに、基金の処分については、条例に規定されているところでありますが、「その他必要やむを得ないとき」の解釈については、市長の判断ということになっており、ケースバイケースで納得できる範囲で処分することになるとの考えが示されました。

次に、歳入でありますが、歳入においても国の税制改正に関連しての質疑がなされました。

まず、税制改正に伴う減税分については、電気税３５００万円、たばこ消費税４００万円、ガス税４０万円、市民税関係で３９００万円であるとの説明がありました。

次に、予算編成後において非常に大きな情勢の変化があること、県下において結果的に１市のみの計上になったことから売上譲与税、利子割交付金について訂正する考えはないかとの指摘に対し、地方財政計画に基づいて従来どおりの基本方針で計上したので理解願いたい、また、今後、国において売上税等の導入がなかった場合、また修正等があれば、国の責任において地方財源に対する補てん措置はなされるのでそれに伴って補正を行うとの答弁がなされました。

国会の審議の状況によっては、課税事務に影響を及ぼすのではないかとの指摘に対しまして、地方財政計画に基づき減税等を盛り込んで計上しているが、５月３１日までに特別徴収義務者に対し通知を出さなければならないので、今後国の指導をまって対応していきたいとの説明がありました。

以上が本委員会における質疑応答等の概要でありますが、採決に先立ち特に市長から発言があり、売上譲与税、利子割交付金の予算計上について、基本的な考え方は本会議、本委員会において説明したとおりであるが、予算編成から今日までの国会の動き、世論の厳しい動きに対する状況判断、対応に配慮が十分でなく、結果的に館山市だけがそれぞれ全額計上する結果になった。また特にこのような大きな問題について事前に徹底した説明が足りずまことに申し訳なかった。今後は国会の動き、

世論の動向等について十分配慮をし、市財政の運営に支障のないよう、市民に迷惑のかからぬよう適切な措置を講じていきたい。また、売上譲与税、利子割交付金については執行を停止して、今後の動きを見守っていきたいとの考えが示されました。

次に、討論を行い、現在の世論の動向、社会情勢等をみるとき、早々と売上譲与税、利子割交付金を予算計上したことについては、時期尚早であり配慮に欠けていた、市民も非常に関心を持っている問題であり反対するとの意見がありました。

採決の結果、議案第１号一般会計予算については賛成多数をもって、議案第２号乃至議案第７号の各特別会計予算については全員一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本委員会として議案第１号に対し次のとおり意見を付けることに決しましたので申し上げます。

議案第１号昭和６２年度館山市一般会計予算に対する附帯意見

１、今後予算編成にあたっては、世論の動向、社会経済情勢等さらに的確に把握し、市民に迷惑のかからぬよう十分配慮すること。

１、税制改革に関する国の動向いかんによっては、速やかに補正を行う等、いやしくも歳入欠陥を生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

以上、委員会におきます審査の概要につきまして御報告申し上げましたが、市当局におかれましては、今後の予算執行、行政の運営にあたっては本委員会の要望、指摘事項等十分に配慮されるよう要望いたしまして、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（伊賀多朗君）　以上で委員長の報告を終わります。

同報告に対する質疑

○議長（伊賀多朗君）　ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。

○１番（神田守隆君）　委員長報告についてお尋ねいたします。

附帯意見を付けたということで、この附帯意見の意味について、委員会においては各種さまざまの要望、指摘事項等従来行われているわけで

すが、そういう中にあって附帯意見というのはこれまでになかったことだと思いますので、どういう意義があるというふうに考えてこれが行われたのか、その点が１点。

それから、今の附帯意見の中身によりますと、今後の予算編成にあたっては世論の動向、その他国会の動向、こういうものを十分把握されたしというような趣旨でありましたけれども、ということは、今度の予算編成にあたっては世論の動向あるいは社会経済情勢等の把握がはなはだ的確性を欠いたというふうに委員会としては理解をしている、こういう意味なのか。

だとすれば、当然、的確性を欠いたこの問題について予算の修正、こうした提案なり動議なりがあってしかるべきだと思うんですが、こうした点はあったのかなかったのか、その３点にわたってお聞かせいただきたいと思います。

○予算審査特別委員会委員長（渡辺昭夫君）　附帯意見を付けた理由ということでございますが、これはただいま御報告申し上げた中で御理解いただきたいと思います。

撤回、修正の御意見もただいま御報告したとおりでございます。

○１番（神田守隆君）　１点だけお聞きいたします。

今の報告のとおりだということでありますけれども、報告を受けて、そうしますと修正とかあるいは撤回だとか、売上譲与税あるいは利子割交付金問題についてそういうものは先ほどの報告ではありませんでしたから、なかったという理解でよろしいんですか。

○予算審査特別委員会委員長（渡辺昭夫君）　質疑応答の中では、修正、撤回、その質疑はございました。

○議長（伊賀多朗君）　他に御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討　　論

○議長（伊賀多朗君）　これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

◎１番（神田守隆君）　議案第１号昭和６２年度館山市一般会計予算に反対の討論を行います。

新年度の一般会計予算では、６３年１月売上税実施を前提に３５００万円の売上譲与税、またマル優制度廃止を前提に利子割交付金１０００万円を予算計上しましたが、私は、売上譲与税、利子割交付金をそれぞれ削除し、現行税制に基づいて歳入予算を編成するべきであると主張いたします。

売上税に反対する国民世論は燎原の火のごとく広がり、今や国民の７割乃至８割が反対するまでに至っております。こうした世論のもとで千葉県内の８０市町村の中で売上譲与税を予算計上したのは、市では２８市中館山市だけ、町村でも山武、蓮沼、富山、三芳の４町村だけであります。館山市が他の市町村に比べ突出した予算編成をした原因は市長の政治姿勢に基本的問題があると考えます。

市長は、昨年９月全国市長会など地方６団体が税制改革について政府に対し要望したが、その際の要望事項、「新しいタイプの間接税が導入される場合には、その一部を地方税とする」にこたえたものが売上譲与税であり、「現行の非課税貯蓄利子について、住民税についても適切な対応措置を講ずること」にこたえたものが利子割交付金であると説明をされました。この地方６団体の要望は地方財源確保のためとはいえ政府に対し大型間接税の導入やマル優廃止を前提とした上での要望であり、その立場はむしろ事実上大型間接税の導入、マル優の廃止を促したものと言わなければなりません。この要望の立場を現在でも支持すると発言する半澤市長の政治姿勢にこそ基本的問題があると考えます。市長のこの立場は、売上税導入促進、マル優廃止の立場に立つものと断ぜざるを得ません。

売上税は物やサービスの売り買いのたびに税金をかけるというものであり、大型間接税そのものであります。どのように弁解しても中曽根自民党の選挙公約違反は明らかであります。中型などという言い訳は通用いたしません。中曽根自民党は所得税、住民税、法人税などの減税と売上税などの増税は同額だと言い訳をしておりますが、この増減の結果、

減税になると思われるのは４人家族の場合およそ課税総所得５００万円以上と考えられます。このクラスの納税者は館山市の所得税納税者１万７８００人のうちわずか６４０人、３．６％に過ぎません。市民の圧倒的多数は増税となるのであります。特に、年金や恩給で暮らしている方とか、扶養家族を多く抱えていて所得税が非課税となっているとかの方々は減税はなし売上税による増税だけがのしかかってくることになります。まさに弱い者いじめの売上税であります。

売上税が導入されれば一斉に物価が上がります。これは水道料金、くみ取り料などの公共料金にもはね返ることになります。市は、受益者負担の原則である以上、コストが上がれば、料金は当然上げざるを得ないとしています。市民の暮らしを直撃するものだと言わなければなりません。

売上税導入は、市財政への影響も大変深刻であります。市が購入する物品やサービス、市が発注する公共工事など売上税相当分５％が上乗せをされます。このために平年度ベースの負担増は自治省の試算で全国自治体では１兆円を超えるものと推定されております。館山市財政でも１億６５００万円になると見込まれます。扶助費の引き上げなどの間接的影響を受ける分野もあわせると２億円を超えることになると推定されます。市財政は売上税導入のために大変な危機に陥ると言わざるを得ません。

売上税は、市民の暮らしと市財政に深刻な影響をもたらすものであります。市長は、売上税反対の態度を明らかにし、市民の先頭に立つべきであります。いわんや事実上、売上税導入促進、マル優廃止を求めた９月１０日の地方６団体の立場を今でも支持するなどという態度は断じて認められません。売上譲与税３５００万円、利子割交付金１０００万円を削除し、現行税制に基づく歳入予算編成をすべきと主張し、反対討論といたします。

次に、議案第２号昭和６２年度館山市国民健康保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

当市の国保税については、他の医療保険等に比べても約２倍と大変に高く、特に国庫負担率の引き下げ後、国保税が急騰し滞納が激増するな

ど、もはや負担の限界を超えていることは明らかであります。新年度の国保税は６月の本算定にまつとはいえ新年度予算では約７％の値上げ含みとなっております。国保税は負担の限界を超えています。少なくとも値上げはしないとの強い決意を求めます。

また、滞納者の国民健康保険証の取り上げについては、法的にも保険証の返還を求めることができるということであり、実施する、しないは最終的には市長の判断にまたれます。人間尊重の基本理念に立ち、保険証の取り上げは実施しないよう求めて反対討論といたします。

○議長（伊賀多朗君）　以上で１番議員君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わりますが、通告をしない議員で討論はありませんか。

（２２番議員林　豊君登壇）

○２２番（林　豊君）　私は、６２年度の予算について賛成の側から討論をいたします。

今、１番議員君の討論がございましたけれども、私は、今６２年度の予算につきまして、市長は４期目の第１年度にあたり今まで３期とられてまいりました文化中心の施政方針から大きく転換をいたしまして、急迫する市財政の中で産業経済を中心とした前向きの東京湾横断道時代に向けて市の経済を救済すべく、限られた予算の中で慎重に予算を計上されたということを大きく私は評価するものであります。

もちろん、今、国会で問題となっております売上譲与税の問題とかあるいは利子割交付金の問題とかというものにつきましては、さきの陳情、あるいは意見書等でいろいろ論議がなされたところでございますけれども、いまだこれは国会において玉虫色でまだはっきりと決まったものではございません。一地方自治体が拙速に断定をいたしまして、国会に対して反対あるいは賛成というふうなことを出すのも私はまだ尚早であるというふうに考えております。意見書等につきましてもそういう立場から私は慎重な対応をなすべきではないかというふうに考えます。

特に、最近は都市の活性化であるとか、あるいは市民はさらにソフト指向であるとか、いろいろ困難な問題が山積をしております。このような時代で、私はこの館山市が地方の自治体といたしまして、百年の計を

立てるために、これから市長が６２年度の予算に基礎を置きまして市政を担当していくんだというような考えのもとに作成をされました６２年度の予算に対しては私は評価をいたしまして、賛成といたしたいと存じます。

○議長（伊賀多朗君）　他に討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第１号昭和６２年度館山市一般会計予算について起立により採決いたします。

議案第１号に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、議案第１号昭和６２年度館山市一般会計予算は原案どおり可決されました。

次いで、議案第２号昭和６２年度館山市国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

議案第２号に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊賀多朗君）　起立多数であります。よって、議案第２号昭和６２年度館山市国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決されました。

次いで、議案第３号乃至議案第７号の各特別会計予算について一括して採決いたします。

議案第３号乃至議案第７号に対する委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３号乃至議案第７号の各特別会計予算は原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（伊賀多朗君）　日程第７、発議案第１号及び発議案第２号の各議案を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、決しました。

議案の内容説明

◎議長（伊賀多朗君）　提出者の説明を求めます。

（１５番議員渡辺昭夫君登壇）

◎１５番（渡辺昭夫君）　ただいま議題となりました発議案第１号館山市議会会議規則の制定について及び発議案第２号館山市議会委員会条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。

本市議会の会議規則につきましては、昭和３５年に制定されておりますが、その後、標準会議規則が全面改正され、委員会関係規定の整備などが行われましたので、この際、標準会議規則にあわせて改正することが議会運営上適当であると考え、本案を提出いたした次第であります。

次に、委員会条例につきましても、標準会議規則の全面改正に伴い条例準則が変更されておりますので、会議規則と同様趣旨により改正しようとするものであります。

いずれの議案も議会運営協議会委員全員の賛成を得まして提出いたした次第でございます。満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

◎議長（伊賀多朗君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（伊賀多朗君）　お諮りいたします。

本案については委員会付託並びに討論を省略、直ちに採決いたしますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、決しました。

採　　決

○議長（伊賀多朗君）　これより採決いたします。

採決は一括して行います。

発議案第１号及び発議案第２号を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、発議案第１号及び発議案第２号の各議案は原案どおり可決されました。

閉　　会　午後零時４３分

○議長（伊賀多朗君）　以上で本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第１回市議会定例会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

1　議案第１号乃至議案第１８号

1　請願第１号及び請願第２号

1　陳情第１号

1　継続審査について（陳情第２号）

1　発議案第１号及び発議案第２号

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

館山市議会議長	伊	賀	多	朗
館山市議会副議長 館山市議会議員	黒	川	平	治
館山市議会議員	福	原		勤